

一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて人事委員会規則で定める額<u>にその者に係る別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額とする。</u></p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員<u>(次項各号に掲げる職員を除く。)</u>の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて人事委員会規則で定める額<u>(次項において「調整基本額」という。)</u>に当該職員に係る別表の調整数欄に掲げる調整数<u>(次項において「調整数」という。)</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u> 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時</p>

間で除して得た数

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員 勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項の規定により計算した額が給料月額100分の25を超えるときは、これらの規定にかかわらず、給料月額100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料の調整額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて県人事委員会規則で定める額<u>にその者に係る別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額とする。</u></p>	<p>（給料の調整額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて県人事委員会規則で定める額<u>（次項において「調整基本額」という。）に当該職員に係る別表の調整数欄に掲げる調整数（次項において「調整数」という。）を乗じて得た額とする。</u></p>

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。） 給与等条例第26条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員 給与等条例第26条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員 給与等条例第26条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項の規定により計算した額が給料月額100分の25を超えるときは、これらの規定にかかわらず、給料月額100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項又は第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項の規定を適用する。